

## きつずはうす ひまわり病児・病後児保育利用同意書

病児・病後室では、保護者の方に代わり、看護師・保育士が病気のお子様をお預かりします。  
かかりつけ医師からの指示に従い、安静・必要な投薬などの療養を致します。

お子様を安全にお預かりするために、ご利用にあたって別紙の「きつずはうす ひまわり病児・病後児保育重要説明書」をよくお読みいただき、以下の注意事項についてご確認ください。

1. 病児・病後児保育の実施日と保育時間、内容については、きつずはうす ひまわり病児・病後児保育重要事項説明書及びお知らせに定めた通りとし、注意事項等をお守りください。
2. 重要事項説明書の変更は、きつずはうす ひまわり病児・病後児保育が定め、園内に掲示することとし、その効力はすべての利用登録児に適用する。
3. 利用については事前登録制とし、必要な書類の提出、面談の上、利用予約ができることとします。
4. 保護者からの登録抹消の申し立てがない限りは小学校在学中まで、登録を自動更新とします。
5. 利用される場合は事前に医療機関を受診し、「医師連絡票」が必要となります。
6. 予約受付後、当日の朝の病状により保育ができないと判断した場合は、お預かり出来ない場合があります。
7. 利用時は必要な書類を記載し、お子様の病状をお知らせください。
8. 利用者間の感染にはかかりつけ医の指示のもと注意を払いますが、感染の可能性がまったくないということではありません。
9. 保育中に病状が悪化し保育継続が困難になった場合は、予定時間前でもお迎えをお願いすることがあります。
10. 緊急時、連絡が取れなかったことより不利益が生じても、当病児保育室では責任を負いません。
11. やむを得ない事情を除き、連絡のないキャンセルや延長を繰り返す場合には次回からの利用をお断りすることもあります。
12. 保育時間中に起きた事故によって、お子様が負傷した時は、園加入の賠償責任保険で認められた範囲内で保障いたします。
13. 災害等により避難場所に移動した場合は当病児・病後室入り口に避難先の掲示、電話連絡をします。
14. 個人情報個人情報について、以下の目的の為に必要の範囲内において使用いたします。
  - ①他の施設を併用する場合において、他の施設との間で必要な連絡・情報の共有を行うこと
  - ②緊急時において、病院その他の関係機関に対し必要な情報提供を行うこと
  - ③企業主導型保育事業を所管する内閣府、児童育成協会、その他関係機関において情報提供、開示の依頼があった場合

### 【同意書】

私は、きつずはうすひまわり病児・病後児保育を利用に際し、「きつずはうす ひまわり病児・病後児重要説明書」に記載している規約、また上記内容について十分に理解し、承諾の上、利用することに同意いたします。

令和 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

保護者名 \_\_\_\_\_ (印)

利用児童名 \_\_\_\_\_

生 年 月 日 平成・令和 年 月 日